

意見書案第7号

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則第14条の規定により提出
します。

令和3年9月24日

東近江市議会議長

市 木 徹 様

提出者

東近江市議会議員 山中 一志

賛同者

東近江市議会議員 井上 均

東近江市議会議員 田郷 正

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

再審とは、誤判により有罪の確定判決を受けた冤罪被害者を救済することを目的とする制度である。個人の尊重を最高の価値として掲げる日本国憲法のもとでは、無実の者が処罰されることは絶対に許されず、冤罪被害者は速やかに救済されなければならない。

しかし、我が国においては、再審は「開かずの扉」といわれるほど、そのハードルが高く、現在の再審制度が抱える制度的・構造的な問題により、冤罪被害者の救済が遅々として進まない状況にある。

現行の再審法（刑事訴訟法の再審規定）の規定は、わずか 19 条しか存在せず、裁判所の裁量に委ねられている点が非常に多いことから、その裁判の公正さや適正さが制度的に担保される仕組みとなっていない。再審請求手続きにおける証拠開示については、いまだに明文の規定が存在せず、証拠開示の実現に向けた裁判所の訴訟指揮のあり方にも大きな差が生じている。また、ほとんどの再審事件で無罪を勝ち取った要因が、検察が隠し持っていた新証拠であるという事実は、そもそもあらゆる証拠が事前に開示されることこそ、冤罪を防止する最も効果的な方法であることを証明している。再審請求手続きにおいても、通常審において必要とされているのと同様、全面的な証拠開示の制度化を早急に実現しなければならない。

また、多大な時間と労力を要して再審開始決定を得たとしても、それに対する検察官の不服申し立てによって、さらに審理が長期化し、時には再審開始決定が取り消され振り出しに戻るといった事態も繰り返されてきた。数十年に及ぶたたかいの中、元被告人が亡くなる場合や、相当に高齢化となるなど、冤罪被害者の救済を長引かせ、人生を阻害し続けることは非人道的であり、合理性を欠くものである。

現行刑事訴訟法が施行されて 70 年を経た今もなお、再審法は何ら改正されることなく現在に至っている。そもそも、再審は、冤罪被害者救済のための「最終

手段」であり、無実を訴える者の人権保障のためにのみ存在する制度である。

冤罪当事者の苦しみの声に耳を傾け、憲法の理念に沿って、再審法のあり方を全面的に見直す必要がある。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、冤罪被害者を一刻も早く救済するため、下記の事項について「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」を改正することを求める。

記

- 1 再審における検察手持ち証拠の全面的な開示を制度化すること
- 2 再審開始決定に対する検察官による不服申し立てを禁止すること
- 3 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の整備をはかること

上記、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 3 年 9 月 日

東近江市議会議長 市木 徹